いかた げんぱつ
四電
第 49 回伊方原発再稼働を止めよう！
広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する 1 万人委員会
◆日時：2014 年 8 月 23 日（土曜日）15:00 ～ 16:00　◆場所：広島平和公園　元安橋東詰出発　http://hiroshima-net.org/yui/1man/
◆主催：広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する 1 万人委員会（連絡先　1man_office@hiroshima-net.org）◆文責：原田二三子 ◆チラシ編集・作成：哲野イサク・網野沙羅

広島から一番近い原発

中国電力の島根原発ではなく

直線
わずか
100km

愛媛の四電・伊方原発

伊方原発再稼働反対
広島市議会決議
請願進捗報告 No.4

共同請願人
広島市民 250 人に 1 人に

昨 2013 年 9 月 17 日、「四国電力伊方原発 3 号機再稼動に反対する広島市議会決議を求める請願」を、1541 筆の署名を添えて、広島市議会に提出しました。その後、皆様のご参加により、この請願行動は、7 月 18 日時点で、**広島市在住共同請願人署名が 4801 筆、広島市外在住の方の参考署名が 104 筆となりました。すなわち 4800 人余、118 万広島市民の約 250 人に 1 人の人が、この請願に参加しているということになります。**

この請願署名運動を始めたのは、昨年 8 月です。広島市から 100 キロの所に伊方原発があり、再稼動が早期に行われる可能性が高いにもかかわらず、このことがほとんど知られていないことに危惧を持ち、広島市の本通りで「伊方ウォーク」を始めたのが 2012 年 7 月。そして、広島市民の生存権を脅かす伊方原発再稼動を止める方法があるとすれば、それは 100 万広島市民が伊方原発再稼動反対の政治意思表示をすることだと考えるようになり、その政治意思表示の一つの形として、この請願署名運動を始めました。

当初、「結・広島」という市民グループ（「結いの党」とはまったく関係がありません）を結成して請願署名運動を行いましたが、今年 1 月、広島市民 1 万名の請願参加を目標に、新たに「広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼動に反対する 1 万人委員会」（http://hiroshima-net.org/yui/1man/　略称「広島 1 万人委員会」）という会を発足させ、引き続き、請願署名運動や街頭での広報活動、学習会を行っています。（「結・広島」も「広島 1 万人委員会」の構成メンバーの一つです。）

伊方原発の認知度についてのアンケート実施

「広島１万人委員会」では、これまで２度にわたり、伊方原発についての街頭アンケートを実施しました。質問は、「広島市から一番近い原発は伊方原発ってご存知ですか？」というもので、アンケート趣旨は明かさずに呼びかけ、回答ボード上の「知っていた」「知らなかった」のいずれかのゾーンにシールを貼るという形で回答をもらいました。お礼に飴などのお菓子を差し上げました。１回目は５月 31 日（土）に本通りで実施し、２回目は７月 26 日（土）にマツダスタジアム付近で実施しました。（写真１及び２参照のこと）

その結果は、５月 31 日第１回目の本通りでは、回答をいただいた 110 人のうち「知っていた」という人が 21 人（19%）、「知らなかった」という人が 89 人（81%）でした。

７月 26 日第２回目のマツダスタジアム付近では、回答者 169 人のうち「知っていた」という人が 62 人（37%）（広島市 24 人／広島市外 38 人）、「知らなかった」という人が 107 人（63%）（広島市 28 人／広島市外 79 人）でした。２回目の結果は、広島市在住の人だけに注目すると 46%の人が「知っている」と答えたことになります。

本通りを歩いている人たちと、カープの試合を見に行く人たちでは、年齢層や性別の割合に違いがありましたが、広島市内在住の人では、案外、伊方原発の存在を知る人が多くなってきているようです。

写真１　伊方原発認知度　街頭アンケート（５月 31 日）

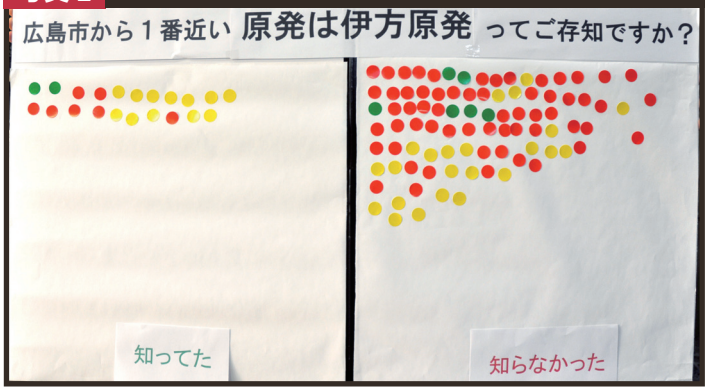

写真２　伊方原発認知度　街頭アンケート（７月 26 日）

画期的な福井地裁大飯原発運転差止判決

「四国電力伊方原発３号機再稼動に反対する広島市議会決議を求める請願」の趣旨は、端的に言えば、「広島市民の生存権を守るために、伊方原発３号機再稼動に反対する決議を広島市議会に求める」というものです。

この私たちの請願運動にとっても、大きな支えとなり得る判決が今年５月 21 日にありました。それが福井地裁の関西電力大飯原発運転差止命令判決です。

福井地裁判決は、憲法 13 条・25 条に基づく「人格権」を根拠として、「原子力発電所に、人格権が極めて広汎に奪われる事態（大きな自然災害や戦争に匹敵する）を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その運転差止めが認められるのは当然である」とし、大飯原発については「大飯原発の危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険である」という判断を下し、大飯原発３・４号機の運転差止めを命じています。

「人格権」とは、「各人の人格に本質的な、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益の総体」とされています。この「人格権」とは、私たちが伊方原発再稼動に反対する根本的な理由である「生存権」と重なるところが多いようです。**伊方原発でひとたび苛酷事故が起これば、広島市民が永久に失ってしまうもの―健康、財産、ふるさと、広島で築き上げてきたものすべて―それはまさに「各人の人格に本質的な、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益」に他ならないと考えられます。**また、この判決の趣旨を敷衍すれば、重大事故の可能性をはらんだまま運転・稼働する原発一般は「憲法違反」ということにもなります。

表１　大飯原発３、４号機運転差止請求事件　判決要約抜粋

主文

１．被告（関西電力）は、各原告（大飯原発から 250km 圏内に居住する 166 名）に対する関係で、大飯発電所３号機及び４号機の原子炉を運転してはならない。

理由

１　はじめに

ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべき。当然の社会的要求であるとともに、**生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つ**とされる以上、本件訴訟においても**よって立つべき解釈上の指針**である。

人格権は憲法上の権利（１３条、２５条）であり、人の生命を基礎とするものであるがゆえに、これを超える価値を他に見出すことができない。したがって人格権侵害の恐れがある時には、侵害行為の差止めを請求できる。

２　福島原発事故について

15 万人もの住民が避難を余儀なくされ、少なくとも入院患者など 60 名が命を失っている。劣悪な生活環境の中、これをはるかに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。**さらに原子力委員会委員長（近藤俊介氏）が福島原発から 250km 圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性も検討した。避難しなくてはならない被曝線量について様々な見解があるにせよ、ウクライナ、ベラルーシ両国は今なおかつ広範囲に避難区域を定めている事実は、放射性物質による健康被害について楽観的な見方の上での最小限の避難区域でよいとする見解に重大な疑問を投げかけるものである。**

３　本件原発（大飯原発）に求められるべき安全性

（1）　原発に求められるべき安全性、信頼性は高度なものでなければならず、**万一の場合でも放射性物質の危険から国民を守る万全の措置がとられなければならない。**

原発は電気の生産を担うが、それは憲法上は経済活動の自由（憲法 22 条１項）に属すに過ぎず、人格権より劣位におかれる。かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。

【資料参照】「大飯原発３、４号機運転差止請求事件判決要旨」（2014 年５月 21 日福井地裁）

伊方原発が重大事故を起こせば広島市民は避難（一時移転）

原子力規制委員会の行った「放射性物質の拡散シミュレーション」によれば、伊方原発が福島第一原発事故並みの苛酷事故を起こした場合、100 キロ離れた地点（広島市の位置）の被曝線量（実効線量）はめやすとして 1 週間で 4 ミリシーベルト以上となっています。

1 週間で 4 ミリシーベルト以上という放射能汚染の中に留まっておくことはできません。「原子力災害対策指針」によれば、このような地域は「一時移転」の対象となりますが、「一時移転」とは言葉のアヤで、これは「即時避難」に対して「1 週間以内の避難」のことです。これほど放射能汚染された土地に住民が帰って来ることは二度とできないでしょう。事実 1986 年に発生したチェルノブイリ事故ではいまだに、年間 5 ミリシーベルトの被曝線量が予測される地域は、事実上避難区域となっています。

つまり、原子力規制委員会の「放射性物質の拡散シミュレーション」は、伊方原発は、広島市民にとって、「人格権が極めて広汎に奪われる事態を招く具体的危険性がある」ことを示しています。福井地裁の判決を踏まえれば、広島市民との関係において、伊方原発の差止めが認められるのは当然である、ということになります。

憲法と矛盾する「エネルギー基本計画」

ところが、今年 4 月 11 日に阿部内閣が閣議決定した「エネルギー基本計画」には、次のように述べられています。

「原子力の利用においては、…我が国の原子力発電所では深刻な過酷事故は起こり得ないという『安全神話』と決別し…」つまり、「過酷事故は起こり得る」ということが前提とされています。

しかし、その上で、「原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼動を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。」つまり、「国が前面に立って、再稼働を進める」と言っています。（ちなみに、原子力規制委員会の判断によって「安全性」が確認されるかのような言い方をしていますが、それは違います。今年 7 月の川内原発の審査書案了承に際しても、原子力規制委員会の田中委員長は、「安全だとは私は言わない」とはっきりと述べています。）

そして、原子力災害に対する防災については、次のように述べています。**「国は、原子力災害対策指針の策定や防災体制の整備に加え、関係省庁を挙げて、引き続き関係自治体の地域防災計画・避難計画の充実化を支援し、災害対策の強化を図っていく。**原子力災害対策指針に基づき、新たに地方自治体が取り組む原子力災害対策については、内閣府特命担当大臣の下で、原子力災害対策担当部局が、地方公共団体からの相談窓口となり、関係省庁とともにこれを支援する。」つまり、原子力災害対策については、「地方自治体が取り組み」、国はそれを「支援する」ということです。

まとめると、**「原発苛酷事故が起こることを前提としながら、国が前面に立って原発の再稼働を進める。ただし、原子力災害の防災対策については、地方自治体に責任がある」**とする姿勢を明確にしています。

憲法を根拠とする大飯原発運転差止命令判決の趣旨とは完全に相反する内容です。原発が苛酷事故を起こす―つまり、人々の「人格権」あるいは「生存権」を広汎に奪う事態を招く危険性があることを前提としながら原発の再稼動を進める、というこの「エネルギー基本計画」は、それ自体が憲法違反であると言えそうです。

図 1　四国電力 伊方原発　電気出力

1 号機	PWR	56.6 万 kW
2 号機	PWR	56.6 万 kW
3 号機	PWR	89.0 万 kW

図 2　予測放射能汚染図（コンタ図）

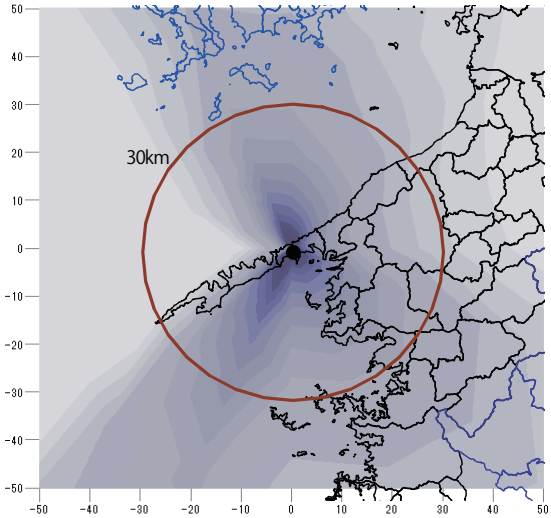

図 3　距離による被曝（実効線量）線量グラフ

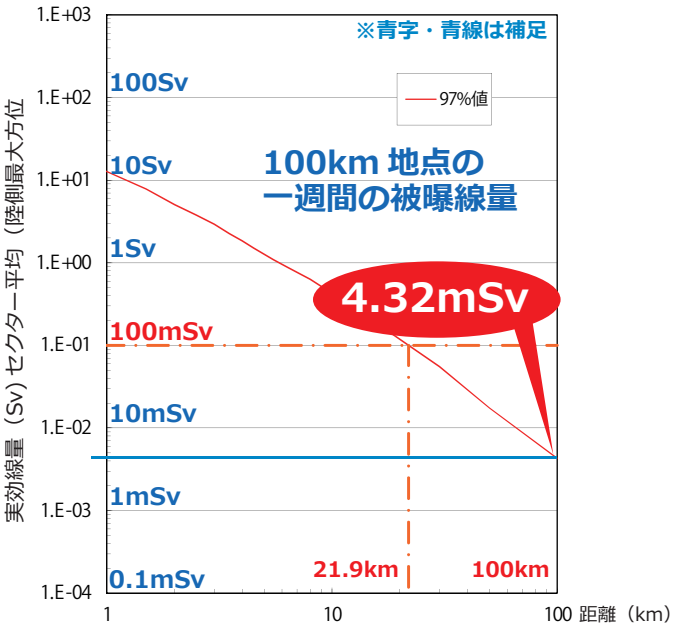

広島市議会 田尾議員の質問と市当局の答弁

広島市議会の 2014 年 6 月定例市議会で、私たちが広島市議会に提出している「四国電力伊方原発 3 号機再稼動に反対する広島市議会決議を求める請願」の紹介議員である田尾健一議員から、大飯原発運転差止命令判決を踏まえて、次のような質問が行われました。（2014 年 6 月 26 日）
（このやりとりは、次で見ることができます。
http://www.city.hiroshima.lg.jp/gikai/ 広島市議会ホームページ→広島市議会動画チャンネル→6 月 26 日一般質問）

広島市長は、田尾議員の「広島市は、明確に原発再稼動反対の表明をすべきではないか」という質問に答えていません。環境局長を通して、「国の対応を見守る。国に対して、責任あるエネルギー政策の立案・実行を求め続ける。」と答えているだけです。

田尾議員の質問は、広島市が国に対してどのような働きかけをするかを尋ねているわけではなく、広島市民の「人格権」の視点から、広島市の原発再稼動に対する姿勢を尋ねているにもかかわらず、論理がかみ合っていません。

明確な伊方原発再稼動反対の表明を

国は、原発苛酷事故は起こることを前提とした上で、伊方原発で福島第一原発事故並みの苛酷事故が起こった場合、広島市民の人格権が根こそぎ奪われる事態になることを、原子力規制委員会のシミュレーションによって示しています。また、国は、原子力災害の防災対策の責任は、国ではなく、地方自治体にあると言っています。もちろん、こうした国の姿勢は、非常に大きな問題をはらむものです。

一方、広島市には、広島市民の生命・財産を守る責務があります。そして福井地裁の大飯原発運転差止判決で示されたように、憲法 13 条・25 条に基づく「人格権」―各人の人格に本質的な、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益の総体―は、「我が国法制下における最高の価値」です。
このような中で、広島市が採るべき行動は、おのずから決まってくるのではないでしょうか？広島市民の生命・財産を守ろうとするならば、広島市は、伊方原発によって広島市民の「人格権」の根幹部分が侵害される事態に主体的に対処すべきです。

では、どのように対処すべきなのでしょうか？伊方原発の苛酷事故に備えて、「エネルギー基本計画」が言うように、自治体が主体となって原子力災害防災計画を整え、訓練を行うべきなのでしょうか？

私たちはそうは考えません。原子力災害に対する防災と言っても、結局は「逃げる」ことしかできませんが、伊方原発で苛酷事故が起こった際に 118 万広島市民が安全に避難できる場所など、現実には存在し得ません。第一、たかだか原発のために、なぜ私たちが逃げなければならないのでしょうか？

伊方原発から広島市民の生命・財産を守るために広島市が採り得る現実的な対応としては、現在のところ、「明確に伊方原発再稼動反対を表明する」こと以外にないと、私たちは考えます。
同様の「明確な伊方原発再稼動反対表明」を、私たちの請願は「決議」という形で広島市議会に求めています。

表 2　6 月定例市議会一般質問　2014 年 6 月 26 日

田尾健一議員　質問

被爆地ヒロシマから原発再稼動反対の表明についてです。

2014 年 5 月 21 日、福井地方裁判所は、「大飯原発 3,4 号機の運転差し止め請求事件」について、「原告らのうち、大飯原発から 250 キロメートル圏内に居住する者は、本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められることから、これらの原告らの請求を認容すべきである。」と結論付け、「大飯発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉を運転してはならない。」との画期的な判決を下しました。

その判決の骨子は、①大飯原発 3,4 号機を運転してはならない。②250 キロ圏内の住民には原発運転事故で具体的な危険がある。③安全技術や設備は確固たる根拠のない楽天的な見通しに基づき脆弱である。④地震の際、原子炉を冷やす機能と閉じ込める構造に欠陥がある。⑤基準地震動を超える地震が来ない根拠はなく、それに満たない地震でも重大事故が生じ得る。⑥福島原発事故は最大の環境汚染。二酸化炭素の排出削減は運転根拠にならない。と 6 項目に集約されます。

福井地方裁判所は、国や原子力規制委員会が、原発事故は起きるものとの認識であることを踏まえて、チェルノブイリ事故を例に 250 キロメートルを一つの基準として、広範囲な災害対策を講じるべきであることを指摘しています。

こうした状況を踏まえ、伊方原発及び島根原発を中心として、250 キロメートルで円を描くと、当然ながら広島市の全域が包囲されます。今回の判決に当てはめて考えると、これらの原発で災害あるいは事故が起こった場合、「広島市民の人格権」を脅かすことになると考えられます。

広島市はこれまで、原子力災害対策指針において、原発から 30 キロメートルを基準とする「緊急時防護措置準備区域（UPZ）」や即時避難を必要とする地域に指定されていないため、事前に対策をする予定はない、と言われていました。現在、関西電力により控訴中ですが、司法により「重要な問題提起」がなされたと言えます。
また、国は、原発の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ねるとしていますが、その安全性にも大きな疑義を示しています。そこでお尋ねします。

この判決を受け、人間が浴びた放射能汚染の怖さ、悲惨さを知る広島市としては、明確に原発再稼動反対の表明をすべきではないか。市長の見解をお伺いします。

環境局長　答弁

1．議員ご指摘の福井地裁の判決に関しましては、現在、名古屋高裁において係争中と聞いており、確定した司法判断を踏まえた国の対応を見守りたいと考えております。

2．原爆による放射能被害の怖さ、悲惨さを知る本市といたしましては、国において、判決文の中での「大きな自然災害や戦争以外で、生命を守り生活を維持する利益という、人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利が、極めて広汎に奪われる事態を招く可能性があるのは原発事故以外に想定し難い。」との記述はしっかりと受け止めていただきながら、国民の暮らしと安全を最優先にした、責任あるエネルギー政策を着実に立案・実行するよう求め続ける考えでございます。

（このやりとりは、次で見ることができます。
http://www.city.hiroshima.lg.jp/gikai/ 広島市議会ホームページ→広島市議会動画チャンネル→6 月 26 日一般質問）

この請願が、地方自治法 99 条の基づく国への意見具申である「意見書提出」の請願であれば、議員多数の賛成は得られやすいと考えられます。しかし、その場合、原発再稼動問題は必ず「エネルギー問題」として扱われてしまいます。これに対して「反対決議」は、人格権あるいは生存権―私たちが当たり前に生活する権利―を侵すものとして原発再稼動問題をとらえるものです。

図 4　四国電力　伊方原子力発電所（加圧水型軽水炉）

号　機	認可出力	燃　料	施工	経過年数
1 号機	56.6 万 kW	二酸化ウラン	三菱重工業	36 年
2 号機	56.6 万 kW	二酸化ウラン	三菱重工業	31 年
3 号機	89 万 kW	ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料	ウェスティングハウス 三菱重工業	19 年

伊方原発は 100 万都市広島市民の最大リスク

伊方原発 5 つの危険

1. 南海トラフ震源域・巨大活断層中央構造線のほぼ真上にあること
2. 三菱重工業製の蒸気発生器というアキレス腱を抱えていること
3. プルトニウム燃料を使うプルサーマル炉であること
4. 使用済核燃料がプールに無理矢理詰め込まれていること
5. 通常運転でも大量のトリチウムを瀬戸内海に放出していること

表 3　結・広島が広島市議会に提出している請願書

広島市議会議長　碓井　法明　様

請　願　書

広島市中心部から直線距離で約 100 キロの所に、四国電力の伊方原子力発電所（伊方原発）があります。

伊方原発は、2011 年 3 月の福島原発事故発生の後、定期点検に入った 1 号機～ 3 号機がすべて運転を停止していますが、本年 7 月の原発の新規制基準施行に伴い、四国電力はただちに伊方原発 3 号機の再稼働を申請し、原子力規制委員会は、新規制基準をほぼ満たす四国電力伊方原発 3 号機の規制適合を早期に認めると予想されます。規制委員会が規制基準適合判断を行った後、最終的には、政府が再稼働を判断することになります。

しかし、原子力規制委員会の規制基準を満たしていることと安全であることとは、まったく別のことです。別紙「伊方原発危険報告」に示すとおり、伊方原発はきわめて危険な原発です。

原子力規制委員会は、「重大事故は起こる」ことを前提とし、苛酷事故が起こる確率を「1 炉あたり 100 万年に 1 度」とすることを目標としています。現実には、1979 年のスリーマイル島原発事故、1986 年のチェルノブイリ原発事故、2011 年のフクシマ原発事故と、およそ 10 年～ 20 年に 1 度の間隔で原発苛酷事故は発生しています。

私たち生活者にとって、原発事故は確率の問題ではありません。命、健康、ふるさとに、かけがえはありません。原発事故は絶対に起こってはならず、「重大事故は起こる」ことを前提とする原発の再稼働を認めることはできません。

私たちは、私たちの生存権を侵す伊方原発 3 号機の再稼働に反対し、私たちの代表たる広島市議会に次のことを求めます。

要請：

1．四国電力伊方原発 3 号機再稼働に反対する広島市議会決議を上げてください。

【参照資料】結・広島「請願書」http://hiroshima-net.org/yui/

図 5　3 号機の蒸気発生器 3 基

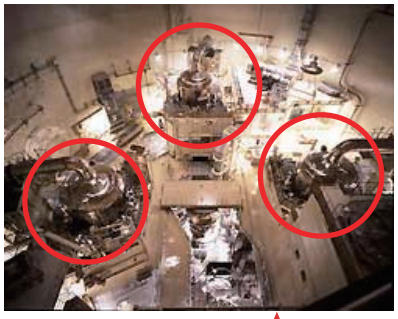

蒸気発生器（中央と左右）

【資料出典】四国電力ウェブサイトより
http://www.yonden.co.jp/energy/atom/ikata/page_02.html

図 6　蒸気発生器

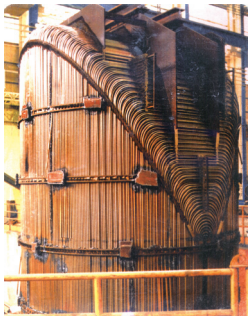

【資料出典】ウェキペディア「蒸気発生器」より
http://www.mhi.co.jp/products/detail/steam_generator.html

図 7　加圧水型原子炉のしくみ

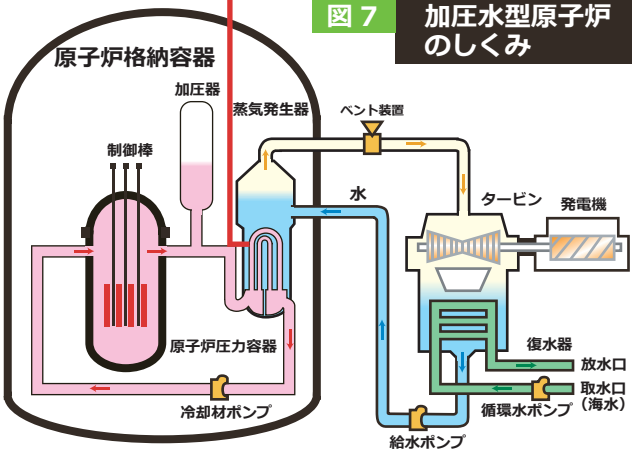

図 8　巨大活断層　中央構造線

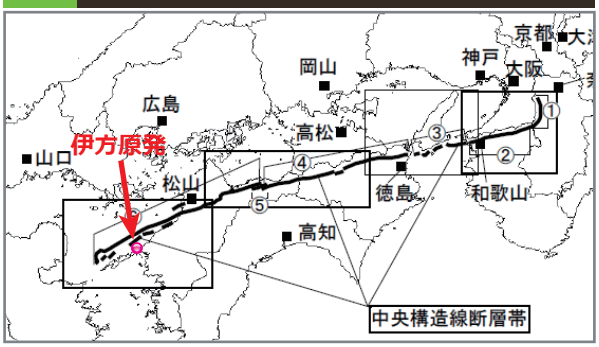

【参照資料】文部科学省　地震調査研究推進本部 web サイト「中央構造線断層帯（金剛山地東縁－伊予灘）」より
http://www.jishin.go.jp/main/yosokuchizu/katsudanso/f081_083_085_086_089_chuo.htm

図 9　南海トラフ震源域

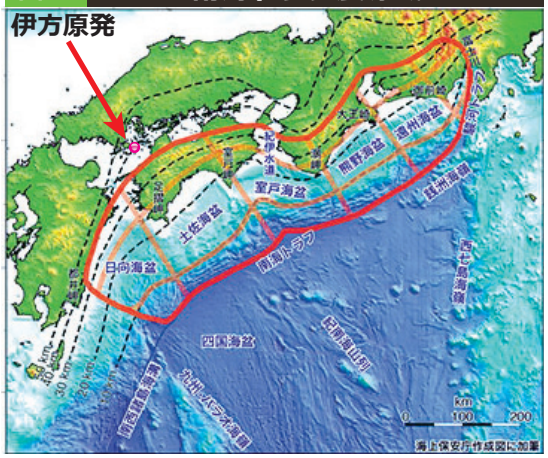

【参照資料】文部科学省　地震調査研究推進本部 web サイト「南海トラフで発生する地震」より
http://www.jishin.go.jp/main/yosokuchizu/kaiko/k_nankai.htm

再稼動を止める力は地元住民の明確な意思表示

図 10 には、「川内原発再稼動許可あるいは不許可までの流れ」を示しています。この流れは、伊方原発についても同じです。原子力規制委員会の規制基準適合性審査が終了しても、それで再稼動が決定されるわけではありません。再稼動するかしないかを最終的に決めるのは、内閣の最終的政治判断です。

内閣にどのような最終的政治判断をさせるのか―それを決めるのは「地元住民の意思」です。「地元住民の意思」がどれだけの力を持っているかは、はじめから答えがあることではありません。確固とした住民の「再稼動反対」の意思が、どれだけ具体的な形をとって示されるかによって、その力は変わっていくでしょう。

福島第一原発事故以降、原発再稼動には「地元住民・自治体の同意が必要」ということが共通認識となっています。原発の「地元」とはどの範囲なのかということについて、国・原子力規制委員会はあいまいにしようとしていますが、一方で福井地裁大飯原発運転差止判決は、福島原発事故当時の原子力委員会が「250ｋｍ圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性も検討した」ことを根拠に、大飯原発から 250ｋｍ圏内を「大飯原発の地元」と、明確に規定しています。つまり、原発苛酷事故によって被害を受ける地域は「原発の地元」であるという判断です。広島市は間違いなく「伊方原発の地元」です。

川内原発の地元、いちき串木野市市議会は 2014 年 6 月 26 日、鹿児島県知事に対する「市民の生命を守る実効性のある避難計画の確立を求める意見書」を全会一致で採択、姶良市市議会は 2014 年 7 月 17 日、鹿児島県知事に対する「川内原発 1 号機 2 号機の再稼動に反対し廃炉を求める意見書」を全会一致で採択しました。これらの決議を、原発再稼動についての最終的政治判断を行う安倍内閣も、無視することはできないでしょう。

表 4　姶良市議会で全会一致決議された「川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書」

川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生から 3 年になりますが、いまだに収束していません。原因が究明されない中での再稼動は、許されるものではありません。

原発事故の避難計画も風向によっては、迅速な対応が求められるが明らかになっていません。また、避難後の生活がどのようになるのか明確に示されておらず、住民は避難計画に不安を持っています。

県民の生活と安全に責任を持つ鹿児島県知事は、県民の安全確保上重要な課題が解決するまでは、拙速な川内原発 1 号機 2 号機再稼動に反対し廃炉を求め、国及び原子力規制委員会に対応することを求めます。

記

「住民の安全を守る」一点で一致して、川内原発 1 号機 2 号機再稼働に反対し廃炉を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 7 月 11 日

姶良市議会議長　湯之原　一郎

鹿児島県知事　伊藤　祐一郎　殿

【資料出典】鹿児島県姶良市市議会『原発に関する意見書（平成 26 年第 2 回定例会）
（※赤字は当方の強調）

8 月 20 日未明、広島市土砂災害惨事の意味するもの

2014 年 8 月 20 日未明、広島市安佐南区・安佐北区を襲った土砂災害により、多数の方が犠牲となられ、また、8 月 22 日現在、依然として行方不明の方も多くおられます。悼ましさに言葉もありません。

この惨禍を目前にし、あらためて、災害時に何が起こるのかをリアルに想像しておく必要性を痛感しています。

日本の原発で苛酷事故が起こるとすれば、それは自然災害と複合する形で起こることが多いと考えられます。伊方原発の場合も、そうである可能性が非常に高いと考えられます。南海トラフや中央構造線を震源とする巨大地震、あるいは大津波によって苛酷事故が発生した場合、おそらく、伊方原発に通じる道路や、周辺住民が避難に使う道路も寸断され、あちこちで同時多発的に土砂崩れや家屋の倒壊、火災が発生する中で、原発から膨大な放射性物質が放出されます。このとき、ほんとうに四国電力の社員は、原発事故に対応できるのか。放射性物質が覆う中で、土砂崩れや家屋の倒壊のために救助を求めている人たちを、誰かが救うことができるのか。

そして、放射性物質の広島県沿岸部への到達を前にして、広島市民はどうするのか。北へ逃げるとして、どこに行くのか。国道 54 号線は大渋滞となり…。

このような破局が実際に起こり得ること、それを避けるためには、伊方原発再稼動反対の明確な意思表示を行うこと以外に、今のところ有効な手立てはありそうにないということを肝に銘じておきたいと思います。

http://www.bloomberg.co.jp/news/123-NAMYYJ6KLVR801.html より引用　2014/08/21 18:06 JST

This aerial view shows the damage caused by a landslide after heavy rains hit the city of Hiroshima, western Japan, on August 20, 2014. Source: Jiji Press/AFP/Getty Images

図 10

川内原発再稼働許可あるいは不許可までの流れ

原子力規制委員会　審査書案作成
（原子炉設置変更許可）

（2014 年 7 月 16 日）

科学技術的なテーマ関連のパブコメ募集（任意）

原子力委員会意見聴取

経産大臣の意見聴取

（2014 年 7 月 17 日～ 8 月 15 日）

現段階

審査書　完成

原子炉設置変更許可

工事計画認可

保安規定認可

事前検査

（現場立ち入り検査含む）

規制基準適合通知

（再稼働に関する法的要件が整う
原子力規制委員会の仕事はここで終了）

原子力規制委員会は地元自治体の要請に応じて説明会に出席し説明

原発立地自治体説明会や公聴会など

●川内原発関係では現在のところ、鹿児島県と薩摩川内市の共催の説明会が 5 回開催される予定。なお日程はまだ未定。
（薩摩川内市・いちき串木野市・阿久根市・日置市・さつま町）

再稼働に関する世論形成

再稼働・推進のために原発問題を選挙の争点にしない政府・与党・マスコミの方針（情報操作）がこれまで成功してきた

統一地方選挙、自治体、首長選挙結果

内閣の最終政治判断

法律上、法的根拠はないが政治的権能を持つ

例 1：野田内閣時の大飯原発再稼働政治判断
例 2：菅内閣時の浜岡原発稼働停止判断
例 3：安倍首相発言「原子力規制委員会で安全と認められた原発はどんどん再稼働させます」

現在、福島第一原発事故による原子力緊急事態宣言中であることを考えれば原子力災害対策本部長である内閣総理大臣の権能と責任はさらに大きい

再稼働の政治的判断の流れ

鹿児島県で予定されている政治的意思表示
●8 月 31 日川内行動
●9 月 9 日県庁行動
●9 月 28 日鹿児島行動など

原発再稼働に関する地元市民の意思表示

地元議会の意思表示

地元首長の意思表示

●出水市長　渋谷俊彦氏
「原発の再稼働に必ずしも反対というわけではないが住民が十分理解し納得できないのなら再稼働に向かうべきではない。」2014年6～7月頃（2014年8月6日秘書広報課に電話で確認）

●姶良市市議会　鹿児島県知事に対する意見書「川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書」2014年7月17日　全会一致で採択

●いちき串木野市市議会　鹿児島県知事への意見書「市民の生命を守る実効性のある避難計画の確立を求める意見書」2014年6月26日　全会一致で採択

表 5　原子力規制委員会とのやりとり
2014 年 8 月 5 日（原子力規制庁・規制企画課）

— 九州電力の川内原発に例をとってみると、現在「原子炉設置変更許可申請」に関わる「審査書案」ができて、現在科学技術上のパブコメにかかっている段階。この後のステップはどうなるのか？

規制企画課：ご存じだとは思うが、原子炉設置変更許可だけでは、規制基準適合の要件を満たさない。設置変更許可に基ずいて、本格的な工事計画の審査に入ってこの許可を得なければならない。また同様に、保安規定、これは一種のソフトウエアだが、に関しても許可を得てもらわなくてならない。この 3 つが揃わないと、原子力規制委が該当原発の規制基準に適合したと判断したことにならない。その後は、審査書通りの実態が現場に存在するかどうかを検査しなければならない。これには現場立ち入り検査を含む。これらに全部パスしなければならない。

— 「原子炉設置変更許可申請」に関わる審査書ができてもその先は長いということか？

規制企画課：長いかどうかは何ともいえないが、一定の時間がかかることは間違いない。

— そうした一連の流れの中で、いわゆる地元公聴会なり、説明会なりはどう位置づけられるか？

規制企画課：公聴会にしても説明会にしても法令で開催が義務づけられているわけではない。開催するにしてもあくまで規制委としては、地元の要請に基づき任意で行うことになる。公聴会については全く要請が来ていないが、説明会については要請が来ているので、恐らく開催することになるだろう。

— 実際の再稼働については？

規制企画課：実際の再稼働については規制委員会は全く関知しない。

広島市議会議長　碓井　法明　様

請　願　書

広島市中心部から直線距離で約 100 キロの所に、四国電力の伊方原子力発電所（伊方原発）があります。

伊方原発は、2011 年 3 月の福島原発事故発生の後、定期点検に入った 1 号機～ 3 号機がすべて運転を停止していますが、本年 7 月の原発の新規制基準施行に伴い、四国電力はただちに伊方原発 3 号機の再稼働を申請し、原子力規制委員会は、新規制基準をほぼ満たす四国電力伊方原発３号機の規制適合を早期に認めると予想されます。規制委員会が規制基準適合判断を行った後、最終的には、政府が再稼働を判断することになります。

しかし、原子力規制委員会の規制基準を満たしていることと安全であることとは、まったく別のことです。別紙「伊方原発危険報告」に示すとおり、伊方原発はきわめて危険な原発です。

原子力規制委員会は、「重大事故は起こる」ことを前提とし、苛酷事故が起こる確率を「1 炉あたり 100 万年に 1 度」とすることを目標としています。現実には、1979 年のスリーマイル島原発事故、1986 年のチェルノブイリ原発事故、2011 年のフクシマ原発事故と、およそ 10 年～ 20 年に 1 度の間隔で原発苛酷事故は発生しています。

私たち生活者にとって、原発事故は確率の問題ではありません。命、健康、ふるさとに、かけがえはありません。原発事故は絶対に起こってはならず、「重大事故は起こる」ことを前提とする原発の再稼働を認めることはできません。

私たちは、私たちの生存権を侵す伊方原発 3 号機の再稼働に反対し、私たちの代表たる広島市議会に次のことを求めます。

要請：

１．四国電力伊方原発 3 号機再稼働に反対する広島市議会決議を上げてください。

名　前	住　所
	広島市
	広島市
	広島市
	広島市
	広島市

※個人情報は適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。

＜署名送付先＞　広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する 1 万人委員会
代表　原田　二三子
〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203
Email: 1man_office@hiroshima-net.org
URL: http://hiroshima-net.org/yui/1man/
＜署名締切日＞　毎月末集計しています。上記住所に郵送ください。
＜注意事項＞　必ず本人直筆でお願いします。住所は番地までお書きください。